

いじめ防止対策推進法の概要について

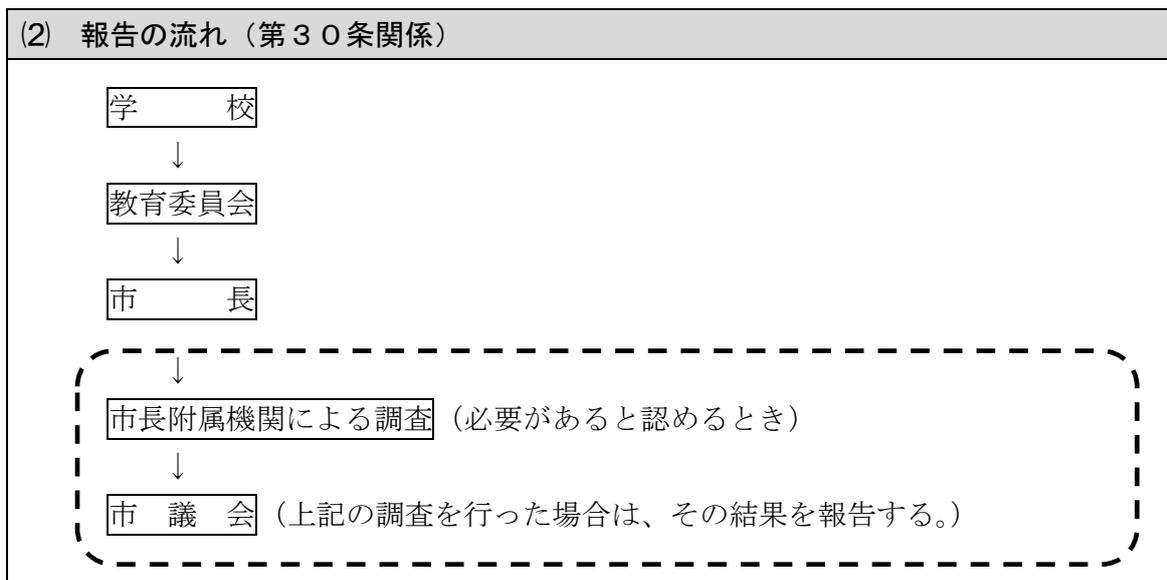
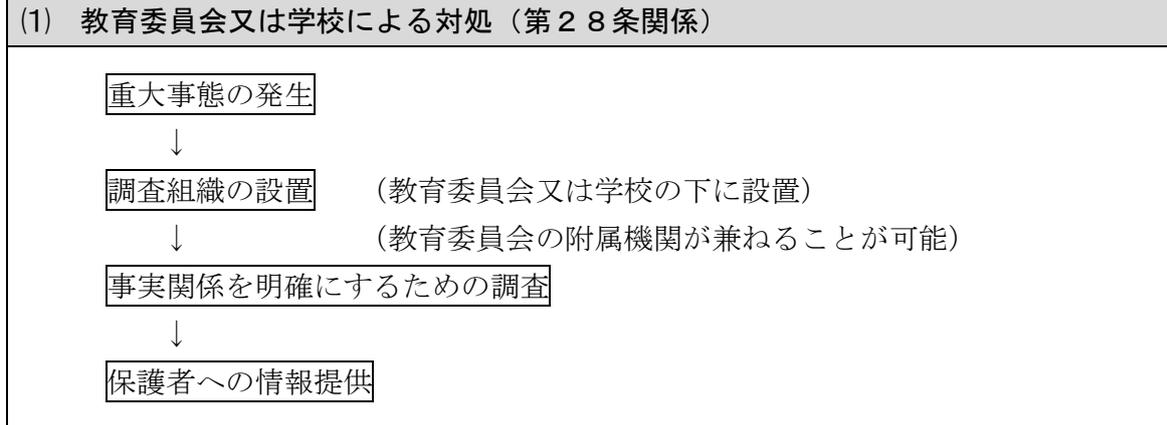
1 いじめ防止対策推進法の目的

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 いじめ防止対策推進法に定める組織

NO	名称	内容
1	いじめ問題対策連絡協議会 (第14条①) ※1	地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、 条例の定めるところにより 、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
2	教育委員会の附属機関 (第14条③) ※2	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。 ※ 「附属機関」は地方自治法により、 条例設置 、構成員は非常勤。 ※ 「附属機関」が担当する職務は、地域基本方針の内容に応じ、条例で定める。 ※ 教育委員会の附属機関であるため、公立学校を対象とする。
3	市長の附属機関 (第30条②) ※3 ・第31条②) ※4	重大事態発生の報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 ※ 「附属機関」は地方自治法により、 条例設置 、構成員は非常勤 ※ 「附属機関」設置以外による調査（地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど）も考えられる。

3 重大事態への対処



※ 重大事態とは（第28条関係）

重大事態とは次に掲げる場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

4 各市の状況

(1) 条例制定状況

NO	自治体名	状況	NO	自治体名	状況	NO	自治体名	状況
1	八王子市	済	11	小平市	未	21	武蔵村山市	未
2	立川市	済	12	日野市	未	22	多摩市	済
3	武蔵野市	未	13	東村山市	未	23	稲城市	未
4	三鷹市	済	14	国分寺市	済	24	羽村市	未
5	青梅市	済	15	国立市	済	25	あきる野市	済
6	府中市	未	16	福生市	未	26	西東京市	済
7	昭島市	未	17	狛江市	未	集計	済	10
8	調布市	未	18	東大和市	未		未	16
9	町田市	未	19	清瀬市	未		その他	0
10	小金井市	未	20	東久留米市	済			

※ 条例を制定している自治体名と条例名

	自治体名	条例名
1	八王子市	いじめを許さないまち八王子条例
2	立川市	立川市子どものいじめ防止条例
3	三鷹市	三鷹市いじめ防止対策推進条例
4	青梅市	青梅市いじめの防止に関する条例
5	国分寺市	国分寺市こどもいじめ虐待防止条例
6	国立市	国立市いじめ防止対策推進条例
7	東久留米市	東久留米市いじめ防止対策推進条例
8	多摩市	多摩市いじめ防止対策推進条例
9	あきる野市	あきる野市いじめ防止対策推進条例
10	西東京市	西東京市いじめ防止対策推進条例

(2) 条例のイメージ

別紙のとおり。

〇いじめ防止対策推進法（抄）

※1

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

※2

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

※3

第30条

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

※4

第31条

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

○青梅市いじめの防止に関する条例

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 いじめの禁止
- 第5条 市の責務
- 第6条 委員会の責務
- 第7条 学校および学校の教職員の責務
- 第8条 保護者の責務
- 第9条 青梅市いじめ防止基本方針
- 第10条 学校いじめ防止基本方針
- 第11条 青梅市いじめ問題対策連絡協議会
- 第12条 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会
- 第13条 学校におけるいじめの未然防止
- 第14条 いじめの早期発見のための措置
- 第15条 関係機関等との連携等
- 第16条 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
- 第17条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 第18条 広報および啓発活動
- 第19条 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 第20条 いじめに対する措置
- 第21条 委員会による措置
- 第22条 校長および教員による懲戒
- 第23条 出席停止制度の適切な運用等
- 第24条 学校相互間の連携協力体制の整備
- 第25条 委員会による対処
- 第26条 青梅市いじめ問題調査委員会
- 第27条 学校評価における留意事項
- 第28条 委任